

美容医療の強引な勧誘に注意

相談事例

カウンセリングだけのつもりで美容外科へ出向いた。カウンセリング後に金額を提示され、よく検討してから決めるつもりで帰ろうとすると「金額に納得できなければ、値引するので少し待ってほしい」と引き止められ、値引きを条件に何度も勧誘された。2時間以上も拘束され「契約をしないと帰れない」という恐怖感から、仕方なく契約書にサインしてしまった。クーリング・オフしたい。

アドバイス

- 美容医療の契約は、施術内容や期間によってクーリング・オフの対象外となるケースがあります。契約前に必ず条件を確認しましょう。
- 帰宅を拒む引き止めや、長時間の勧誘は適切な販売方



法ではありません。契約する意思がない場合は、きっぱり断りましょう。

- 一度契約書にサインをしてしまうと、その内容に従う義務が生じ、簡単に解約はできません。「自分に必要なものか」「高額ではないか」を冷静に検討してください。
- 不安に思った場合やトラブルになったときには、消費生活センターに相談してください。

岡崎市消費生活センター(☎62-8019)